

第五十九回帝國議會
衆議院

競馬法中改正法律案外一件委員會會議錄(速)第二回

付託議案

競馬法中改正法律案(政府提出)
牧野法案(政府提出)

會議

昭和六年三月十三日(金曜日)午前十時
三十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 中馬 興丸君

理事 春島東四郎君

理事 山内 亮君

理事 高橋 守平君

理事 高橋熊次郎君

理事 藤井 達也君

藤田 若水君

佐藤謙之輔君

西村金三郎君

本田 義成君

同月十一日委員一柳仲次郎君及木村小

左衛門君辭任ニ付其ノ補闕トシテ前田

卯之助君及藤田若水君ヲ議長ニ於テ選

定セリ

同月十一日理事木村小左衛門君委員辭

任ニ付其ノ補闕トシテ同月十三日春島

東四郎君理事ニ當選セリ

出席政府委員左ノ如シ

農林參與官 山田 道兄君

農林省畜產局長 戸田 保忠君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

競馬法中改正法律案(政府提出)

牧野法案(政府提出)

第五類第三十一號

競馬法中改正法律案(政府提出)

外一件委員會會議錄 第二回

昭和六年三月十三日

○中馬委員長 只今カラ開會致シマ
ス、理事木村小左衛門君ガ辭任サレマ
シタノデ、其補闕トシテ春島東四郎君
ヲ理事ニ御願ヒ致シマス、ソレデハ競
馬法中改正法律案及ビ牧野法ニ關スル
提案ノ理由ヲ政府委員カラ御説明ヲ願
ヒマス

○山田政府委員 競馬法中改正法律案
竝ニ牧野法案ノ提出ノ理由ヲ説明申上
ゲマス、競馬法ハ施行以來既ニ八年ヲ
經過スルノデアリマシテ、一昨昭和四
年一部ノ改正ヲ見タノデアリマスガ、
競馬施行ノ實際ニ徴シマシテ、尙ホ之
ガ改正ヲ要スベキ點ガアリマスノデ、
仍テ茲ニ改正法律案ヲ提出シタ次第デ
アリマス

今回改正ノ要點ヲ申上ゲマスレバ、
第一ハ勝馬投票制度ヲ合理的ナラシメ
ントスルモノデアリマシテ、從來ノ單
勝式勝馬投票ニ、更ニ複勝式勝馬投票
ヲ合併セ行フコトヲ得セシメ、勝馬投
票券ハ兩式ニ付一競走ニ一人各一枚宛
發賣シ得ルコト、スルト共ニ、從來ハ
投票の中者少クシテ、拂戻制限ヲ超過
シタル場合ニ於ケル其超過金及ビ投票
の中者全ク無カリシ場合ニ於ケル賣得
金ハ、俱樂部ノ收得トナツテ居タノデ

アリマスガ、之ヲ投票券購買者ニ對シ
拂戻サントスルモノデアリマス、尙ホ
是等ノ拂戻金及ビ的中者ニ對スル拂戻
金ノ債權ハ之ヲ一箇年行ハザル時ハ時
效ニ依ツテ消滅スルコト、致シマシタ、
勝馬投票ニ關スル制限ニ付キマシテ
ハ、政府ハ最モ慎重ナル研究ヲ致シマ
シタ結果、此程度ヲ以テ適當ナリト信
ジテ居ル次第デアリマス

第二ハ競馬開催ノ期間ヲ延長シマシ
テ、從來一回ノ競馬日數ハ六日以内ト
アリマシタノヲ、八日以内ニ改メント
スルモノデアリマス、競馬開催ノ日數
ニ付テハ、一昨年二日ヲ増加シタノデ
アリマスガ、出走馬ノ數及ビ競走ノ種
類等ニ鑑ミマシテ、尙ホ二日増加スル
ヲ適當ト認メマシタ次第デアリマス

樂部ノ負擔力ハ相當餘裕ヲ生ズルモノ
ト認メマスノデ、政府納付金ノ率ハ從
來勝馬投票券賣得金ノ百分ノ四以内デ
アリマシタノヲ、百分ノ六以内ト改メ
タイト存ジマス、政府納付金ノ費途ニ
付キマシテハ、今回新ニ之ヲ馬ノ改良
増殖及ビ馬事思想ノ普及ノ爲メ必要ナ
ル經費竝ニ社會事業ノ爲メ必要ナル經
費ノミニ充ツルコトヲ要スル規定ト、
右兩費途ノ區分割合ニ關スル規定トヲ
設ケマシテ、一面競馬存置ノ理由ヲ明
カナラシムルト共ニ、他面競馬ニ依リ
テ只財政的收入ヲ圖ラントスルガ如キ
コトノ生ゼザランコトヲ期シテ居ル次
第デアリマス

第四ハ罰則ノ改正デアリマシテ、競
馬ノ隆盛ニ伴ヒ、勝馬投票ニ類似スル
行爲ヲナス者ガ増加シテ來マシタノ
デ、之ニ對スル取締ノ規定ヲ設クルコ
トニ致シマシタ、今回ノ改正ニ伴ヒ、
政府納付金ハ相當増額スルモノト存ジ
マスノデ、之ヲ以テ馬事振興ニ關スル
緊要ナル施設ヲ行ヒ、併セテ救護法ノ
實施ヲ容易ナラシメントスル次第デ
アリマス、何卒慎重御審議ノ上御贊同
アラントコトヲ希望スル次第デゴザイマ
ス

次ニ牧野法ニ付テ申上ゲマス、牧野ハ牛馬ノ資質ヲ改善スルガ爲ニ、殊ニ妊畜幼畜ヲ飼養スル爲ニハ必要缺クベカラザルモノデアルト共ニ、牛馬ノ飼養費ヲ低減シ、農家ノ努力ヲ節約シ、其生産飼育ヲ合理的ナラシメ、之ガ改良増殖ヲ圖リ、延イテ農山村ノ振興ニ資スル所ガ甚ダ多イデアリマス、殊ニ優秀ナル馬ノ育成スルガ爲ニハ牧野ハ最モ緊要ナルモノデアリマス、我國牧野ノ現況ヲ見マスルニ、其面積ハ放牧地約六十五萬町歩、採草地約八十四萬町歩アリマシテ、其多クハ多年ノ慣行ニ依ッテ使用シ、而モ牧野ヲ使用スルモノハ農山村ノ小農デアッテ、從來其手入モ不充分デアアルノミナラズ、濫牧濫穫シテ殆ンド之ガ改良施設ヲ施サナカッタガ爲ニ、地力ハ減退シ草生ハ不良トナリ、漸次牧野ノ荒廢ヲ見ルニ至リマシタコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘナイ所デアリマシテ、之ガ維持改善ニ關スル對策ヲ講ズルコトガ必要ナノデアリマス、仍テ本案ニ於テハ、地方公共團體ノ所有スル牧野ニ對シ、其所有者ヲシテ管理方法ヲ定メシメ、牧野ノ維持改良ノ基礎ヲ確立セシムルト共ニ、一般牧野ニ於テ放牧又ハ採草ヲ爲ス者ヲシテ、國家助成ノ下ニ牧野組合ヲ組織スルコトヲ得セシメ、從來ノ濫牧濫穫ノ弊ヲ矯正セシムルト共ニ、進ンデ牧野

ノ維持改良ニ關スル各種ノ施設ヲ行ハシメ、且ツ牧野ノ荒廢防止及ビ害蟲驅除豫防ニ關シ、ソレト適當ナル方策ヲ講ジテ、以テ牧野ノ維持改善ヲ圖ラントスルノデアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アランコトヲ望ム次第デアリマス

○中馬委員長 御諮ヲ致シマス大臣ノ出席ヲ求メラレテ居ルノデアリマスルガ、大臣ハ今日午前中ハ出席ノ出來ナイ事情ガアリマス——本田サン、御通告ガアリマスガ、大臣ガ居ラレヌデモ宜シウゴザイマスレバ……

○本田委員 イヤ大臣ガ居ラレヌト困リマス

○中馬委員長 大臣ノ御出席ガ願ヘナイト云フコトニナッテ居リマスカラ、ソレデハ本日ハ是デ散會致シマス

午前十時四十五分散會